

(発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 第二号様式)

(記載上の注意)

(1) 届出者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者について記載すること。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 買付け等をする株券等の種類

買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

(5) 買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載し、合併、解散、重要な資産の譲渡、役員の変更等を予定している場合には、その内容も記載すること。

b 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項(会社の場合の「2 経理の状況」を除く。)を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること(「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」における「内訳」欄において同じ。)

b 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を記載し、買付価格が時価と著しく異なる場合には、その買付価格を決定した理由も記載すること。

c 「超過予定数」欄には、法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする株券等の数を記載すること。

d 「(潜在株券等の数の合計)」欄には、「合計」から「株券」の数を引いた数を記載すること。

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象会社の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権(法第32条第5項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。

ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

b 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し少数点以下2桁まで記載すること。

(8) 株券等の取得に関する許可等

届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

(9) 応募及び契約の解除の方法

a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。

b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の2で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

c 応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 株券等の返還方法」に記載すること。

d 「(4) 株券等の保管・返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。

(10) 買付け等に要する資金

a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

b 「金銭以外の対価」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額を記載すること。

c 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。

d 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。

e 「届出日の前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前日の銀行その他の金融機関（銀行及び令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。

f 「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。

g 借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせず借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「1」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の3第4項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。

借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「2」欄に記載

すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「上記以外」欄に記載すること。

h 「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。

i 「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

j 「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。

k 「その他資金の調達方法」欄には、「届出日前日現在の預金」欄及び「届出日以降に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行会社と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行会社と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行会社の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行会社が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。

b 「(5) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。

c 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

(c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。

(12) 決済の方法

a 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。

b 「(4) 株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。

(13) その他買付け等の条件及び方法

a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及

び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

- b 「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
- c 「(3) 応募株主の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- d 「(4) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買取条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買取条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。
- e 「(5) 訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。
- f 「(6) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

(14) 公開買付者の状況

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

(15) 会社の概要

- a 「会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。
- b 「会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。
- c 「資本の額及び発行済株式の総額」には、届出日現在の資本の額及び発行済株式の総数を記載すること。
- d 「大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。
- e 「役員の職歴及び所有株式の数」には、届出意日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。

(16) 経理の状況

- a 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をいっているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。

- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のものを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書（法第24条の5第1項

に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること

c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。

(17) 本籍地

外国人の場合には、国籍を記載すること。

(18) 職歴

過去5年間の職歴を記載すること。

(19) 破産の有無

過去5年間に、破産宣告を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。

(20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況

a 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

b 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「(1) 公開買付けによる株券等の所有状況」にはそれぞれの者について記載すること。

c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有する(令第7条第3項第1号、第4号及び第5号に定める場合を含む。)株券等の数を記載すること。

d 「令第7条第3項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券(所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。)の数を記載すること。

e 「令第7条第3項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等(所有権を有するものを除く。)の数を記載すること。

(21) 株券等の取引状況

a 公開買付け者(公開買付け者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。)が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。

b 相対売買(相続及び贈与を含む。)がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

(22) 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付け者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(23) 届出書の提出日以降に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付け者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。)及び付与(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。)を行つている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに

買付け等を行う予定日（オプションにあつては、オプションの行使日）について記載すること。

(24) 公開買付者と対象会社又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象会社又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。

(25) 公開買付者と対象会社又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象会社又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

(26) 対象会社の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象会社が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。
- b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(29) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。

(30) その他

対象会社について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。